

平成29年
第4回4月定例教育委員会議事録

平成29年4月27日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 平成 29 年 4 月 27 日
- 開会時間 午前 10 時 00 分
- 閉会時間 午前 11 時 20 分（途中中断あり）

2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

3 会議次第

（1）議事録署名委員

- 平成 29 年第 3 回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
- 今回議事録の署名委員 安部 一枝 委員

（2）議事

- 第 14 号 大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第 15 号 大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 第 16 号 学校運営協議会委員の任命について第 5 号 小学校・中学校管理職員等の人事について
- 第 17 号 学校運営協議会委員の任命について
- 第 18 号 臨時に代理した事件の承認について（学校運営協議会委員の任命）
- 第 19 号 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

（3）教育長報告

- 福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長会（4 月）について

（4）報告

（5）その他

- ①教育長の業務報告（3～4 月分）

②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成 29 年 5 月分）

③小学校運動会・中学校体育祭訪問計画案について

④電動吊下げ式バスケットゴール装置の事故について

4 出席した委員等 吉富 修（教育長）角 敬之 安部 一枝
高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春

5 欠席した委員

6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也
教 育 政 策 課 長 船越 康二
教 育 振 興 課 長 森永 希代美
教 育 指 導 室 長 野口 英世
ス ポ ー ツ 課 長 船越 善英
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
教育指導室主事 鬼倉 未怜

7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 渡邊 洋介

午前10時00分 開会

○吉富教育長

ただいまより、平成29年4月定例教育委員会を開会いたします。

ゴールデンウィークが日取りのいいところは9連休というお話がある一方で、本市につきましては、ゴールデンウィーク中に有事発生の場合は招集するというお知らせが出ています。国民保護対策準備室の立ち上げ、また県のほうが国民保護による対策室を立ち上げた場合は、市からの招集に構わず、自ら参集する態勢となっておりますことをお伝えいたします。

また、4月22日土曜日は、高木委員のご活躍する姿を見せていただきました。北コミ天体ドーム25周年行事で、爽やかなドームにふさわしい音色を聞かせていただきました。

○高木委員

体力のもう落ちたのを痛感しました。最後はばてばてでした。

○吉富教育長

4月23日、翌日の日曜日には、中学生と大野城市吹奏楽団のジョイントコンサートがありまして、中学生のためのプログラム構成が非常によく、本当によく中学生が素晴らしい音を出していたと私は思っています。素晴らしい音で本年度が始まりました。どうぞよろしく願いいたします。

傍聴の申し出はありません。

早速ですが、本日は年度が改まりまして第1回目の教育委員会でございますので、事務局のメンバーに異動もあっております。ここで改めて自己紹介をさせていただく機会をとりたいと思いますので、部長の方からよろしいでしょうか。

○平田教育部長

皆さん、こんにちは。2年目になります、教育部長をやっております平田です。

今年度も皆様方と一緒に協議をしながら、しっかりと学校運営等教育委員会の推進に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○船越教育政策課長

教育政策課長の船越でございます。4年目の今年もどうぞよろしく願いいたします。

○森永教育振興課長

教育振興課長の森永です。2年目になります。どうぞよろしく願いいたします。

○野口教育指導室長

こんにちは。今年度から教育指導室長を拝命いたしました、野口英世でございます。よろしく願いいたします。

○船越スポーツ課長

2年目になります、スポーツ課長の船越です。どうぞよろしく願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

こんにちは。2年目になります、ふるさと文化財課長の石木です。どうぞまたよろしく願いいたします。

○葉山教育政策課係長

こんにちは。教育政策課の係長の葉山と申します。本年度異動してまいりました。よろしく願いいたします。

○渡邊教育政策課教育政策担当

教育政策課で教育政策を担当させていただいております、5年目になりました渡邊です。よろしく願いいたします。

○鬼倉教育指導室主事

教育指導室の鬼倉と申します。2年目です。よろしく願いいたします。

○吉富教育長

では、進めさせていただきたいと思います。

年度が改まって第1回目ということを申し上げましたが、議事録を正確に忠実にとっていき関係上、発言を希望される場合につきましては、もうおわかりですけれども、挙手をしていただき、指名された後にご発言をお願いしたいと改めて確認させていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

それでは、議事録の承認に入ります。前回の3月定例会にて梶原委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

署名ありがとうございました。今回の議事録の署名につきましては、安部委員さんをお願いいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

○安部委員

はい。

〔議 事〕

〔第14号議案 大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

お手元に議事の内容を示していますとおり、第14号議案、大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いいたします。

教育指導室長。

○野口教育指導室長

失礼いたします。お手元の事前配付資料の2ページをお願いいたします。

第14号議案、大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を

改正する要綱の制定について説明いたします。

本件につきましては、先月の教育委員会において提案を行い、ご意見をいただきました点につきまして修正を行い、再度提案させていただくものであります。

前回との変更点につきましては、第3条の文言でございます。

前回提案では、「サポートティーチャーは、次の各号に掲げる役割を担うものとする」としておりましたが、サポートティーチャーは中学生のみでなく、校区内の小学生も担当することをわかりやすく明記したほうがよいとのことでしたので、今回は、「サポートティーチャーは、派遣された中学校及び当該中学校の校区内にある小学校に在籍する児童・生徒を担当し、次の各号に掲げる役割を担うものとする」という文言に修正を行っております。

なお、もう1点といたしまして、様式の中に派遣期間の記載は不要なのではないかとのことをご意見をいただいておりますけれども、本件につきましては、途中で退職される場合などもございまして、実務上記載をしていただいていたほうが手続を行いやすいということもございましたので、そのまま残させていただきます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉富教育長

野口室長からの説明は終わりましたが、ただいまの説明につきまして、お尋ね、確認があればお願いいたします。

角委員、お願いいたします。

○角委員

先ほどの様式の派遣期間で、中学校で変更になった場合にはそれでいいと思うんですけども、小学校の児童におこなった場合に、多分、1日とか2日とかいう感じになると、この派遣期間は何月何日、何月何日とずっと書くような形になって、この様式では不備があるような気がするので、そういうものも含めて検討をお願いしたいということで前回お話をしたと思います。そうすると、小学校の場合、どのように書いたらいいのか、ちょっとご説明いただけませんか。

○吉富教育長

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

失礼いたします。小学校の場合でございまして、サポートティーチャーの方が継続して1年間派遣していただく場合は結構なんですけれども、例えば、1学期のみ何らかの事情でおやめになる場合もあると聞いておりますので、派遣期間につきましては、その勤務をされた日時から最後の就業までの間ということでこちらに記載していただけたらいかがかと考えておりますが。

○吉富教育長

以下の説明でどうでしょう。

角委員、お願いいたします。

○角委員

中学校に派遣するから、中学校はそれでいいと思うんですよ。これ、小学校の校長がこの報告書を出さないかのかどうか。小学校の児童の不登校に対して対応したときの小学校の校長の書き方はどのように考えてあるんでしょうか。

○吉富教育長

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

先ほど御覧いただきました2ページの第3条をご参照お願いいたします。

こちらの中で、派遣された中学校での派遣時期とございますので、中学校での派遣期間ということでこちらに記載をしていただいて、小学校につきましては、この様式の中においてはご提出ではないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○吉富教育長

今の説明でいいですか。

どうぞ、角委員。

○角委員

中学校には、基本的には1年間ですよね。

○野口教育指導室長

はい。

○角委員

というのが一般的で派遣をして、中学校の校長が4月1日から3月31日までという形で書けば、それなりにどういう対応をしたかというのはわかると思うんですけども、これは小学校の校長も自分のところの児童に対してサポートティーチャーが対応してくれた場合に、書く必要があるのか、ないのか、まず1点目。

○吉富教育長

平田部長、いいですか。平田部長。

○平田教育部長

サポートティーチャーの派遣は、中学校メインに行かせていただこうと考えております。小学校の依頼があったときは、中学校を経由して行く形と考えておりますので、これはサポートティーチャーから報告を中学校の校長にまとめて出して、中学校の校長先生からこれをまとめて、市教育委員会のほうに報告をさせていく形でいきたいと思っております。そうしないと、そこを4校とかの校長先生から、それぞれまた別の様式になりますと、手間もかかりますので。中学校の校長が総まとめの全部を知っておかないといけないと考えておりますので、中の内訳に詳細をきちんと書いて、中学校の校長がまとめて教育委員会のほうに報告していただくという形をとりたいと考えております。

○吉富教育長

角委員、お願いします。

○角委員

そうしたら、小学校の校長は、自分の児童に対してサポートティーチャーからいろんな助言をいただいても、この様式では書かなくていいということですね。

○平田教育部長

はい、そうです。

○吉富教育長

ほかに。

どうぞ、角委員、お願いいたします。

○角委員

その場合に、じゃあ、小学校が中学校に対する報告はどのような形でされるんでしょうか。

○吉富教育長

平田部長。

○平田教育部長

サポートティーチャーが小学校の校長と中学校に報告をして、そのまとめた分を中学校の校長が教育委員会のほうに報告するという形をとりたいと思っております。中学校から小学校に行きまして、子どものサポートをいたします。それを小学校の校長にも報告し、中学校の校長に報告して、そのまとめた分を中学校の校長が教育委員会に報告するという形をとりたいと思います。

○吉富教育長

そうしましたら、小学校の相談活動での内容等につきましては、書面か何かをもって小学校から中学校に上げるということですか。そして、それを取りまとめて、中学校が一括して報告していくということですかね、今のご説明は。

○平田教育部長

はい。

○吉富教育長

どうぞ、お願いいたします、角委員。

○角委員

その場合、じゃあ小学校は、校長先生が自分のところの不登校に対してサポートティーチャーの助言を仰ぎたいというときには、小学校の校長から直接サポートティーチャーに言うのか、その管轄の中学校の校長に相談をして、派遣されているサポートティーチャーの派遣をお願いしたいと依頼をするのか、そのやり方はどのようになるのでしょうか。

○吉富教育長

これは、野口室長。

○野口教育指導室長

その場合は、小学校の校長のほうから、指定しております中学校の校長のほうに依頼をする形で考えております。

○吉富教育長

いいですか。どうぞ、角委員。

○角委員

そうすると、やっぱりそのやり方というか、様式。どういう形で申請をするのか。申請した後、サポートティーチャーからどういう報告を受けたかというのを、やっぱりきちんと様式とかを定めておく必要があるんじゃないかと。何もなければ、もう勝手な形のいろんな様式で、学校によって違うものにならないようにしておいたほうがスムーズじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉富教育長

野口室長。

○野口教育指導室長

お手元の資料の3ページ、第4条に派遣手続きがございます。そちらに、希望する学

校長は、大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣申請書ということで、その様式第1号を教育委員会に提出するものとしておりますので、教育委員会としましても把握しながらかと。

○吉富教育長

これは改正後ですね。これは改正前になりますからね。だから、それは違うことになりますね。

○野口教育指導室長

すみません。先ほど申しましたように、中学校のほうに各小学校長のほうから依頼をするような形で考えております。

○吉富教育長

ですから、角委員の趣旨は、そういう小学校から中学校に依頼するときにも、ある一定の書式なり様式が要るのではないかというご指摘の上でのお尋ねですね。単に電話連絡で、「ちょっと派遣をお願いします。」というようなものなのか、それは事前に必要な、ある一定の申請書等を用意して、あるいはそれに基づいた相談活動を事後の記録として戻すというような、そういった手続は要らないのかというご指摘です。

野口室長。

○平田教育部長

確認して、後で報告させていただきます。

○吉富教育長

安部委員。

○安部委員

私としては、前回の説明のときに、校区の中学校をサポートティーチャーが見るといことですので、様式としては、小学校のほうも入りますけど、新たに小学校からの要請の様式ではなくて、中学校長がその責を担っておりますので、これは小学校の分であるということさえわかれば同様式でも構わないと思っています。

○吉富教育長

というご意見ですね、アドバイスで。

もともとこの趣旨は、その小学校から進学するであろう学校との連携を密にし、円滑な指導を行うという趣旨のもとに必要な所定の改正が行われておりますので、何らかのしつぽ等が必要だろふと思ひます。その点については、今、安部委員がおつしやつたよふな意見をアドバイスにして、申請するとき、電話での申請は事前の内諾として必要なものの、何かの申請とか、あるいは相談活動の実際を書きやすいよふな形で上げると。迎へ入れる中学校の校長は、それを把握して指導に活かすということにもなるかと思ひます。

これ、後でまた部長のほうを確認するということでもいいですかね。また提案ということになりますか。

○平田教育部長

後で、もう1回確認して、報告のやり方等を報告させていただきます。

○角委員

最後に、先ほどの4条、よろしいでしょうか。

○吉富教育長

はい、どうぞ、角委員。

○角委員

結局、「派遣を希望する学校長は」というのは、これはもう全中学校5校には派遣するといふか、専任で置くわけですよ。もともと要請をしなくても派遣するんですよ。だから、この4条といふのもおかしいんですよ。

もしもここをとするとするならば、派遣された校区の中学校の校長に小学校からお願いするといふ趣旨ならわかるんですよ。先ほどのあれだと、小学校の校長が中学校の校長にお願いするんだといふて、ここと矛盾するんですよ、そうすると。その辺もきちんと整理をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○吉富教育長

趣旨はいいですかね。

○野口教育指導室長

はい、わかりました。

○吉富教育長

今、角委員が言われたような趣旨は、もともこの改正をする趣旨で、進学を迎える学校長も連携して指導に当たるといふ趣旨でございましたので、そこを参考にして。

そうしたら、これは大事なところの趣旨がまだ賛同を得ていませんので、提案し直しでいいですか。

○平田教育部長

休憩で時間をいただいて、確認をしたいと思います。

○吉富教育長

わかりました。じゃあ、この件につきましては、一旦終了させていただきたいと思
います。そして、全部進んだ後の確認でいいですか。今、休憩とったほうがいいです
か。

○平田教育部長

1回休憩をお願いします。

○吉富教育長

はい。じゃあ、しばらく休憩とります。

では、しばらく休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○吉富教育長

再開いたします。

それでは、野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

失礼します。お時間いただきました。

昨年まで、これまでは、こういった活動日誌において、小学校での様子でありますとか実施内容についてを記載をしておりました。月に1回、連絡協議会の中で、児童の実態を踏まえて、その中で共有して、連携といった形をとっておりました。当該校としましては、大利小学校、大利中学校、こちらの連携の記録でございます。

また、今後の運営につきましては、次回、整理をさせていただきまして、ご提案をさせていただけたらと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉富教育長

いいですか。

○角委員

はい。次の提案という話ですので。

○吉富教育長

次になったんですかね。活動日誌をもって中学校への報告とする話かと。

船越課長。

○船越教育政策課長

その件で、議案につきましては、この内容で支障がないということでしたら、もし可能であればお認めいただいた上で、次回、現状では小中の連携のための共通した手続のルールがまだ定まってないと。形としてはあるものの、共通してできていないということで、その共通化したルールについては次回説明を申し上げて、ご了解いただくという形ではいかがかと。もしお願いできれば、そういう形でお願いしたいと思います。

○吉富教育長

実際、教育相談活動に従事した者は、何も記録を残さないわけじゃありません、現状においても。それを月1回の形で中学校校区で報告し合っていますので、その実績を今後の運用にしっかりと意識づけて、位置づけていくということで、今回、14号議案につきましては、認めていただく機会をとっていいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、採決に入ります。

○船越教育政策課長

教育長。

○吉富教育長

どうぞ、お願いいたします。

○船越教育政策課長

中身にかかわることではございません。改正のやり方で、若干市長部局と違う箇所がございましたので、修正をさせていただきたいと思います。

第3条のところ、「サポートティーチャーは」で「、」とありますが、通常、この「、」については、大変細かくて恐縮ですけれども、「サポートティーチャーは」までが下線部、それから、改正後の同じ部分で、「これは児童・生徒を担当し」までが下線部、この「、」は次の言葉にかかるものとして、市長部局ではここを下線部引きませんので、合わせさせていただきたい。

同じように、第6条「3学期及び派遣期間終了後」、またこの後に「、」がありますが、そこは下線がかからないと。同じように「第3学期終了後」までとさせていただきたいと。修正した上でご承認をいただければと思います。申しわけございません。

○吉富教育長

修正した上でということですので、そのことを踏まえてご了承いただきながら、第14号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしという声ですので、第14号議案は承認すべきものと決めます。

[第15号議案 大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について]

○吉富教育長

早速、第15号議案に移らせていただきます。

大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越スポーツ課長

第15号議案、大野城市スポーツ推進審議会の審議委員の委嘱について説明いたします。

理由としましては、大野城市スポーツ推進審議会設置条例第3条の規定に基づき、大野城市スポーツ推進審議会委員を委嘱するものです。

7ページをお願いします。

委嘱期間は、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの任期が2年となっております。

横の選出区分は、推進員が第1号、体育協会が第2号、校長先生が第4号、学識経験者が第6号となっております。

現在、7名ですけど、あと1名、コミュニティ運営委員会の代表者がまだ決まっておられません。5月25日の区長会で選出されますので、あと1名に関しましては6月の教育委員会で報告をさせていただきます。

説明は以上です。

○吉富教育長

委嘱されるべき委員は、まだ未決定の団体もあるということを含めつつ、説明が終わりました。

ただいまの説明について、質問はございませんか。いいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第15号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第15号議案は承認すべきものと決めます。

〔第16号議案 学校運営協議会委員の任命について〕

○吉富教育長

第16号議案、学校運営協議会委員の任命について、説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

失礼します。お手元の資料の8ページと9ページをお願いいたします。

第16号議案、学校運営協議会委員の任命について説明をいたします。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において、教育委員会が任命することとされておりますので、このたび平野中学校におきまして承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第16号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第16号議案は承認すべきものと決めます。

〔第17号議案 学校運営協議会委員の任命について〕

○吉富教育長

第17号議案、当日配付された資料を御覧ください。お手元、確認できましたでしょうか。

それでは、第17号議案、学校運営協議会委員の任命について、お願いいたします。
野口室長。

○野口教育指導室長

失礼します。今、教育長がおっしゃられました、平成29年第4回4月定例会のこちらの本日配付資料をお願いいたします。

第17号議案でございます。1ページと2ページ、それから3ページになります。

第17号議案、学校運営協議会委員の任命について説明をいたします。

学校運営協議会委員につきましては、先ほどの大野城市学校運営協議会規則第4条において、教育委員会が任命することとされておりますが、区の総会及びPTA総会後に区長、会長等が決定した後、委員の推薦がなされております。4月教育委員会の議案締め切り時には、推薦された委員に承諾は得られていない状態で行ってまいりました。その後、承諾を得まして、4月末、5月当初に協議会の会議を開催しますことから、このたび、大利小学校及び大利中学校においては、承認を求めさせていただくものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、質問はございませんか。

角委員、お願いいたします。

○角委員

小さいことで申しわけございません。第15号、これも前もって、今日付でなっていますよね。で、承認になって、第16号の平野中学校、事前に配付されたもので、今日で承認になって、今日からになるんですよね。

○吉富教育長

はい。

○角委員

同じく、今日配られたやつで、今出して、今成立すれば、28日。なぜ今日からになってないのか。1日違うのは何か意味があるのかなと思って、ちょっとそこだけ教えてください。

○吉富教育長

鬼倉主事。

○鬼倉教育指導室主事

任命の日付が違う件ですが、大和小学校の第1回目の開催が28日からということで、28日とさせていただいておりました。

以上です。

○吉富教育長

いいですか。

○角委員

今日からにしても問題がないんじゃない。

○鬼倉教育指導室主事

第1回目の開催以前から委嘱されていれば問題はありませんので、平野中学校と合わせて27日ということで変更させていただいてもよろしいでしょうか。

○吉富教育長

という説明でいいですか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

それでは、訂正をお願いいたします。27日からということに訂正をした上で、採決に入らせていただきます。17号までですね。

○角委員

御陵中もね。

○吉富教育長

はい。ということでございます。

第17号につきまして、これより採決に入ります。

第17号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第17号議案は承認すべきものと決めます。

〔第18号議案 臨時に代理した事件の承認について（学校運営協議会委員の任命）〕

○吉富教育長

続けます。第18号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をお願いいたします。

野口室長。

○野口教育指導室長

失礼します。今御覧いただいております資料の4ページ、5ページ、6ページをお願いいたします。

第18号議案、臨時に代理した事件の承認について説明いたします。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において、教育委員会が任命することとされておりますが、このたび、大野北小学校、大野中学校におきまして、本日より前に協議会を開催することから、任命する必要が生じたため、大野城市教育委員会事務委員規則第5条の規定により、教育長が臨時に代理をいたしました。これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、採決に入ります。

第18号議案について、承認することに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第18号議案は承認すべきものと決めます。

[第19号議案 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について]

○吉富教育長

続けます。第19号議案、大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、説明をお願いいたします。

船越課長。

○船越教育政策課長

それでは、第19号議案の大野城市育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程につきまして説明をいたします。

財務会計に関します他の規程との整合を図るため、必要な改正を行うものであります。

これは、市長部局におきまして事務決裁規程の改正がございました。それと事務決裁、あるいは伝票に関する決裁につきましては統一した取り扱いといたしておりますので、同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、共通の専決事項の区分、職員に対する専決の権限ですね、与える区分の中で、改正前は「1件当たりの契約金額又は支払金額」とされていたものに対して、ただし書きをつけまして、「部分払の金額については、1回当たりの支

払金額とする」と加えるものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。

第19号議案について、お尋ねはございますか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

採決に入ります。

第19号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第19号議案は承認すべきものと決めます。

ありがとうございました。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

次、4番の教育長報告に移らせていただきます。別資料となっております。お手元に確認できましたでしょうか。

年度当初でございますので、福岡県教育委員会学校教育の重点課題等、社会教育の重点課題等について資料を示しております。特段説明は加えませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

ただ、資料中3ページの「確かな学力の育成」につきましては、本県につきましても、引き続き基本的な教育課題となっております。そこで、「確かな学力の育成」という枠の中の下のほうに「コア・ティーチャーを中核とした実態分析」という言葉があります。これを、学力の向上を図るための本年度の重点施策として県は位置づけて、既に事業に臨んでいます。

コア・ティーチャーといえますのは、各地区、中心的な人物を決め、その人物をもとに学力・学習状況調査の事後点検をして、事後点検した結果を各学校の指導に活かすという手続を広範流布していく役目の者でございます。本市におきまして選ばれて

いますのは、平野中学校の教諭でございます。そういった者を研修会を行わせ、それぞれの地域で広めていくというものでございます。これが、まず一つ目のものでございます。

これが教育指導室、教育事務所重点課題についての説明でございます。何かございましたら、お尋ねをお願いいたします。次に進んでよろしいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

次は、平成29年度小学校用教科用図書採択に係る業務の流れと示しておりますものを御覧ください。

既に動き始めておりますが、本年度採択予定の教科書は道徳についてです。道徳が教科化されたことに伴い、教科化されると教科書が必要になることから、その教科書を採択する作業に係るものです。今回の教科書採択に係る事務局は春日市が行うこととなっておりますので、春日市を中心に行っていくこととなります。

6ページの業務の流れにつきましてはこれまでどおりでございますので、特段の説明は加えることはいたしません。この資料中に書いてある日付等につきましては、あくまでも参考でございますので、このとおりに動くということではございません。

7ページを御覧ください。教科書採択は、いわゆる通常の市民の方々、地域の方々にはなじみの薄いものでございますが、7ページの表がでございます。そこに教科名が小学校、中学校ともに書いてありますが、ゴシックで書いてあるところ、道徳がこれからの作業に相当するものでございます。

その採択にかかわって、県のほうに、調査研究協議会は各市町教育委員から構成していただくということで、本市からは高木委員に代表で出ていただくこととなります。この調査研究協議会が、これから教育事務所は第1採択地区から第4採択地区まで四つの地域で共同採択が行われます。それぞれの地区別の採択協議会が寄って立つ選択の視点をこの調査研究協議会から示されることとなります。その基本となる根拠を地区採択協議会はもとにして、各地区は、例えば道徳ですので、道徳の指導に堪能な者、研究が深い者等に調査・研究を任せることになっていくこととなります。その大もとに高木委員に座っていただいているところでございます。

また、後の協議内で、最近、教科書について西日本新聞で掲載されました話題について触れたいと思います。

以上でございます。

お尋ねがありましたら、どうぞ。いいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

次に行きます。

平成28年度公立学校教職員の懲戒処分状況につきまして資料を載せています。

特段一つ一つの事案について説明することはありませんが、昨日、正式な校長会の第1回目を開催いたしました。欠席者もなくきちんと滞りなく終わることができましたけれども、危機管理に即した各学校の危機管理対応を示し、例えば、メディアにも知らせるべきような事態についてはこのようにすべき、子どもの精神的な、あるいは肉体的な健康管理について憂慮すべき事態が生じたときにはこのようにすべきといった危機管理対応の流れを、それぞれの大きなジャンルごとに示したものを各学校に示して、それを各職員と読み合わせることを指導しているところでございます。

また、メンタルチェックしたことを活かして、本年度、セクハラ等については、そういったことが起きないように、よくコミュニケーションをとるように指導したところでございます。

以上です。

お尋ねがございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

〔報 告〕

○吉富教育長

それでは、進めさせていただきます。

続きまして、5の報告でございます。事前には特に伺っておりませんが、何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、進めさせていただきます。

〔その他〕

(1) 教育長の業務報告（3～4月分）

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（平成29年5月分）

(3) 小学校運動会・中学校体育祭訪問計画案について

○吉富教育長

それでは、用意しておりましたものは終わりましたが、何かありましたらお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

追加で報告の案件がございますので、よろしく申し上げます。

きょう、お手元に配付しているものでございまして、電動つり下げ式バスケットゴール装置の事故についてというものでございます。

これは、発生が2月17日でございまして、報告がおくれまして大変申しわけございません。その概要を説明させていただきます。

発生は2月17日、部活動前の大野中学校の体育館でございます。つり下げ式の装置を作動させてゴールをおろそうとした際に、ワイヤが切れまして、ゴールがおりてきたというものでございます。そのゴールのボード面を固定している部品が落ちてきたというもので、具体的に、ちょっと小さいですけれども、この部分の青いところですね、このワイヤの一部が切れて、すんとゴールが落ちてきたということになります。ここのとめている金具、6センチぐらいの金具もその衝撃で落ちてきたというものでございました。

項目の3、事故発生前の状況といたしましては、ちょうどこの期間は小中学校遊具点検業務、これは業者に委託をしておりますが、その点検期間中でございまして、この装置については、前日に委託の仕様に基づく点検は行っていたところでございます。それから、その前夜におきまして、社会体育の利用があった際には特段異変はなかったということでございます。

事故発生後の対応状況といたしましては、当日2月17日には、担当職員と点検業務の業者が現場を確認いたしまして、体育館の使用を停止させております。

20日になりまして、同じ装置があるのが、大野小を除く14校に計18基ございますので、その18基全てを使用停止するように指示をいたしました。

その20日から25日にかけては、緊急点検を行っております。これは、職員立ち

合いのもと、この点検業務の受託の業者と別の専門の体育施設の業者、三者によって点検を行いました。

その時点で事故の要因として考えられることといたしましては、1ページの下に書いておりますように、ワイヤが通る滑車の一つが回転不良であったこと、それによってワイヤに負荷がかかって、ワイヤが切れる要因となった可能性があるというところまでは確定をいたしております。

2ページに緊急点検の結果等を載せております。

内容としては、ワイヤ等の消耗品類、フレーム接合部のボルトやナット、金物、構造部の詳細な点検を行っております。結果としては、ワイヤの一部に耐用年数、劣化の程度から判断して速やかに交換する必要があるもの、それから、滑車も劣化が進んでいるものがあって交換を要するものがあるもの、それから、ワイヤを巻き取る装置については再調査が必要なものがございました。それを踏まえて、3月から措置をいたしております。3月、それから4月、5月、7月とありますのは、その緊急度合いに応じた措置を行っているものでございます。特に3月は、ワイヤ交換として中学校の分を全基取りかえております。4月から5月、現在も行っておりますが、今度は小学校のワイヤの取りかえを行っている途中でございます。7月については、それ以外の装置の交換を行うことといたしております。

現状といたしましては、4月に入って、中学校については利用を再開できるようにしております。小学校については、小学校もう既に交換が終わっているところもございしますが、全校的に見ますと、5月の中旬から下旬以降には全て利用の再開ができるというところでございます。

今後については、先ほど申し上げました点検業務の業務内容、点検方法でございまずとか点検項目の見直しを行いたいと考えております。

具体的には、こういったつり下げ装置については、通常の学校遊具の点検業務から切り離して、数年に1回ではなく、もう少し、1回取り外すなどの詳細な点検を行うような方向で考えております。

それから、消耗品等の交換ルールをつくりたいと思います。今回の緊急点検でわかったことは、相当な期間、ワイヤを交換されていなかったというところがございまずので、業者等の意見も聞きながら、劣化しようがしまいが、例えば数年に1回は必ずかえるとか、そういった交換ルールをつくりたいと思います。

それから、三つ目としては、こういったバスケットゴール装置以外の下げているも

のについての点検を行いたいと考えておりました、具体的には、体育館のステージのところにありますバトン、横に長い、いろんなものをつり下げるバトン、それから、スクリーンがある学校がございますので、そういったスクリーン、こういったものについての点検を行うことといたしておりました、6月の議会には、この4月から5月の分、それから7月に行うもので約900万円、それから、バスケットゴール装置以外の、先ほど申し上げたバトンとかスクリーンの装置の緊急点検に要する費用として、200万円を補正予算では要求をさせていただいて、提出する予定でございます。

そういったことを行いまして、今後、こういった学校遊具の安全性を確保してまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

○吉富教育長

ありがとうございました。何かご確認ございますか。

どうぞ。

○梶原委員

けが人はなかったんですね。

○吉富教育長

船越課長、どうぞ。

○船越教育政策課長

幸いけが人はございませんでした。

○吉富教育長

よかったです。

○船越教育政策課長

本当に幸いで。

○吉富教育長

報告は終わりましたが、すぐさま同様の形式を持つつり下げ型のゴールにつきましては、使用禁止をすぐさま連絡達ししていただくなど、本当に最悪の事態を考えて教育政策課のほうで動いていただきまして、学校関係者としても本当にうれしいこととございます。ただ、一つの事故というトピックスで終わることなく、恒常的な施策として、今後についてと書いてありますように、点検の方法と内容、時期の見直し等も計画していただいておりますので、本当にありがたいと思っています。よろしく願いいたします。

○船越教育政策課長

この内容につきましては、5月9日に市議会の臨時会がございまして、その際に、福祉文教委員会で同じ内容で報告をさせていただこうと考えています。

○吉富教育長

角委員。

○角委員

ここの報告は小学校、中学校じゃなくて、この交換とか何とかというのはどれが必要かというのは、どこの中学校かという形で報告をしたほうがいいんじゃないのかと思います。小学校がどうというんじゃないで、各個別にね。そういう報告にしてほしいと思います。

○船越教育政策課長

はい、わかりました。

○吉富教育長

今後、検討をお願いいたします。

○船越教育政策課長

はい。

○吉富教育長

それでは、この件については終わらせていただきます。
それでは、これで教育委員会を終わります。

午前11時20分 閉会